

条 例 案 の 概 要

議案第49号 幸手市庁舎の在り方検討審議会条例

1 内 容

幸手市庁舎の在り方検討審議会の設置に当たり、所掌事項の内容、組織及び構成委員、その任期等について定めるもの

(1) 所掌事項

市長の諮問に応じ、以下の事項について調査審議するもの

ア 庁舎の機能、規模等に関する事項

イ 庁舎の整備に関する事項

ウ 市長が必要と認める事項

(2) 組織及び委員 13人以内

ア 知識経験を有する者

イ 地域団体等の代表者

ウ 市長が必要と認める者

(3) 委員の任期

委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了したときまで

2 施行期日等

(1) 施行期日 公布の日

(2) 幸手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表2 附属機関の委員の表に新たに幸手市庁舎の在り方検討審議会委員の項を加える。

議案第50号 幸手市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、同法より引用する条項及び字句を変更するもの

(1) 引用条項 「第44条」

→「第26条の8」

(2) 引用字句 「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」

→ 「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」

(第1条関係)

2 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律
(令和5年法律第14号)の施行の日から施行